

同意書 兼 誓約書

私は、沼津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（事業者向け新築業務用建築物 ZEB Ready 化事業）を申請にあたり、下記の事項について誓約及び同意します。

また、この誓約に反していることが判明した場合は、市が指定する期日までに交付された補助金の返還に応じます。

なお、それにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

年 月 日

申請者名  
(代表者名)

印

※署名又は記名押印

補助対象者に関する要件

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。<br>(市要綱第 2 条 4 (1)) |
| <input type="checkbox"/> 納期の到来した市税に滞納はありません。<br>また、市が市税の納税状況について調査することに同意します。<br>(市要綱第 2 条 4 (2))                                    |

補助対象事業に関する要件

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 他の法令又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施する事業ではありません。<br>(市要綱第 2 条 2 (4))  |
| <input type="checkbox"/> 本市の他の補助金を得て実施する事業ではありません。<br>(市要綱第 2 条 2 (5))  |
| <input type="checkbox"/> 市長が必要と認め、経理状況その他必要な事項について報告や検査を求めたときは、これに協力すること。<br>(市要綱第 7 条)   |
| <input type="checkbox"/> 技術や設計手法、コスト等の情報開示について、本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者への ZEB の普及促進のため広く一般に公表することに同意します。<br>(国要領別紙 2 2. ウ (ソ) 要件 e (a)) |
| <input type="checkbox"/> 補助対象建築物のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、市及び環境省に対し、必要な情報提供に協力します。<br>(国要領別紙 2 2. ウ (ソ) 要件 g)                                     |

## 補助対象建築物に関する要件

建物の延床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上かつ 10,000 m<sup>2</sup>未満であること。  
(市別表交付の要件 2)

市内に設置されるものであること。  
(市別表交付の要件 3)

自らが所有する新築の業務用建築物であること。  
(国要領別紙 2 2. ウ (ソ) 要件 a (b))

### 【環境性能に関する要件】

建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 35 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること。  
また、これを証するに必要な資料を取得すること。（実績報告時までには取得する見込みである場合も含む。）  
(国要領別紙 2 2. ウ (ソ) 要件 b (a))

建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減すること。  
なお、建物の外皮性能や一時エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）を使用して算出すること。  
(国要領別紙 2 2. ウ (ソ) 要件 b (b) ①)

### 【エネルギー利用に関する要件】

(国要領別紙 2 2. ウ (ソ) 要件 c)

熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS 装置等の導入）。

エネルギー計測システムが、下記の要件を全て満たすものであること。  
(a) 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。  
(b) 1つのシステムで交付対象建築物 1棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。  
(c) 取得データについては、60分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。  
(d) 導入するエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における未評価技術について、実施状況報告時に定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。

建築物省エネ法第 7 条に基づく省エネルギー性能表示（BELS 等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において **ZEB Ready** の省エネルギー性能評価の認証を取得すること。（実績報告時までには取得する見込みである場合も含む。）  
(国要領別紙 2 2. ウ (ソ) 要件 d 及び市別表交付の要件 2)